

一般財団法人K P - N E X Tみらい財団
謝金規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人K P - N E X Tみらい財団（以下「当財団」という。）が支払う謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当財団が行うジュニアゴルファー育成支援事業にて被助成者に出された者から依頼されたコーチ等に適用する。但し、評議員を含む当財団の役員等、事務局職員及び選考委員は除く。

(謝金の支払い基準)

第3条 謝金の支払い基準については、別表の通りとする。

(謝金受給者の資格)

第4条 謝金を受給する者はいずれもコーチ等を行うべく資格を有するものとする。

(謝金の支払報告)

第5条 謝金を支給する場合、被助成者並びに保護者は別紙1の謝金支出報告書と謝金受給者のコーチ等の資格証の写しを当財団に提出し報告を行うものとする。

(支払方法)

第6条 謝金は被助成者からコーチ等に対して支払い、本人名義の銀行口座への振込を原則とする。振込手数料は助成金からの支出とする。やむを得ない事情により現金で支給した場合は、被助成者は当財団へ別紙2の謝金受領書を提出しなければならない。

(謝金の単価)

第7条 謝金の単価は、1時間単位とする。1時間未満については15分を単位として支給し、15分未満の端数を生じたときは、15分に切り上げて処理するものとする。

(その他)

第8条 別表の規程に関わらず特別な事情がある場合は、理事会の決議をもって支給内容を決めることができる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規程は、法人の設立の登記の日から施行する。

別表

コーチ等謝金表

支払対象者	1時間あたり (単価の上限)	1日あたり (謝金の上限)
コーチ、メンタルトレーナー、トレーナー、 栄養士等	20,000円	50,000円

- ※ 謝金受給者はいずれも要資格者とする。
- ※ 宿泊を伴う場合の支払対象となる時間は移動時間を除く実働時間数とする。
- ※ 旅費については旅費規程に準ずるものとする。

令和 年 月 日

一般財団法人 KP-NEXT みらい財団 御中

被助成者 _____ 印

保護者 _____ 印

謝金支出報告書

標記のことについて、下記に報告致します。

記

支出事由					
受給者 氏名					
住所					
日時 場所					
謝金	円	日当	円	合計	円
レッスン 内容・ 所要時間等					

謝金受領書

様

金額	金 円也
日付	

上記金額を受領いたしました。

年 月 日

住所

氏名

印